

# お知らせ

平成28年3月17日

宇部市上下水道局

総務課 管財係

## 入札・契約制度の見直しについて

このことについて、下記のとおり入札・契約制度の見直しを行いますのでお知らせします。

記

### 1 条件付一般競争入札の拡大について

#### (1) 目的

「地方自治法」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に規定する運用指針の趣旨に基づき、競争参加者の設定方式の原則となっている一般競争入札の対象を拡大するもの。なお、簡易公募型指名競争入札（設計金額が1,600万円以上の工事、水道施設工事については、4,000万円以上の工事）は廃止する。

#### (2) 内容

現行 設計金額が1億円以上の工事

改正後 設計金額が1,000万円以上の工事

### 2 建設工事の入札不調への対応について

#### (1) 目的

入札不調が増加していることから、入札を円滑に執行し受発注者双方の負担を軽減するため、見直すもの。

#### (2) 内容

##### ア 条件付一般競争入札の拡大

上記のとおり

##### イ 指名人数の拡大

（水道施設工事を除く、設計金額が500万円未満（建築一式工事は700万円未満）の場合）

現行 7人以上

改正後 9人以上

（水道施設工事 設計金額が300万円未満の場合）

現行 5人以上

改正後 6人以上

##### ウ 1者入札の取扱いの見直し

当面の間、指名競争入札のときの入札参加者が1者となった場合の入札中止制度を見直す。

現行 入札を中止

改正後 入札を執行（予定価格を事前公表するものを除く。）

### 3 手持工事数の見直しについて

#### (1) 目的

市内業者の受注機会の確保、受注の平準化等の観点から設けられた手持工事数の制限を上下水道事業の統合等により、市長部局を併せた宇部市全体の公共工事発注状況から考慮して見直すもの。

(2) 内容

現行 土木一式工事A等級で4件、  
B等級で2件。  
水道施設工事で2件（指名競争入札によるものを除く。）。

改正後 土木一式工事A等級で3件（市長部局で1件、合わせて最大で4件）、  
B等級で2件（市長部局で1件、合わせて最大で3件）。  
いずれも下位等級工事を除く。  
水道施設工事で3件（指名競争入札によるものを含む。）。

**4 予定価格の事後公表の試行について**

(1) 目的

平成26年度から試行している工事等の入札に係る予定価格の事後公表を本格実施するもの。

(2) 内容

現行 一部試行  
改正後 本格実施

**5 施行**

平成28年4月1日

**6 関係要領等**

- (1) 宇部市上下水道局条件付一般競争入札事務処理要領の改正
- (2) 宇部市上下水道局建設工事条件付一般競争入札参加条件基準の廃止
- (3) 宇部市上下水道局簡易公募型指名競争入札事務処理要領の廃止
- (4) 宇部市上下水道局建設工事等請負業者選定要綱の改正
- (5) 宇部市上下水道局配水管布設工事入札参加資格審査及び請負業者選定要領の改正
- (6) 宇部市上下水道局予定価格事後公表試行要領の改正